解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年七月二十三日開催の臨時総会の決議及び平成三十年二月二十一日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月九日

京都府綾部市光野町遊里ノ本一三番地
光野生産森林組合
代表清算人　志馬　幸治

解散公告（第二回）

当認可団体は、平成三十年三月十一日開催の総会の決議により、平成三十年三月三十一日解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月九日

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿一〇一八番地一六
認可地縁団体妻鹿東西自治会
清算人　熊野　龍雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月九日

香川県坂出市京町一丁目二番二一号
宗教法人黒住教坂出教会所
清算人　高木　正嗣

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月五日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月九日

兵庫県芦屋市親王塚町一番四号
医療法人社団藤井内科医院
清算人　藤井　義彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月五日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月九日

神戸市長田区松野通一丁目一番一号
医療法人社団宮島医院
清算人　宮嶋　温子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北一五条東六丁目二二七番地、最後の住所北海道千歳市住吉一丁目一三番五―二号　被相続人　亡　森　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七―二
札幌総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　根岸　優介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市中佃二丁目一五番、最後の住所青森県青森市合浦二丁目一一番一九号ハイツ合浦二〇二号　被相続人　亡　宮野　靖仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

青森県青森市本町一丁目二番二〇号　青森柳町ビル九階　田村良法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺田　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市工藤字樋口九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

山形県鶴岡市宝町二番一五号わきやま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　脇山　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市大通り四丁目二番地、最後の住所栃木県宇都宮市大通り四丁目二番二六号　被相続人　亡　阿久津ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡四階　阿部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿部　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市三光町一一番地、最後の住所群馬県伊勢崎市三光町一一番二三号　被相続人　亡　金子　道代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

群馬県前橋市古市町一丁目四三番地一
相続財産管理人　弁護士　石渡　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市飯塚三丁目五番、最後の住所埼玉県川口市原町三番三七号　被相続人　亡　白井　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

埼玉県川口市本町四丁目一番六号第一ビル三階Ｃ川口総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉三丁目二〇七番地、最後の住所東京都町田市金森一丁目三一番一三号グリーンヒルズ一〇一　被相続人　亡　中瀬　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区皿沼一丁目五番、最後の住所東京都足立区皿沼一丁目五番四号ファミリーハウス　被相続人　亡　近藤由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

東京都新宿区新宿一丁目一五番九号さわだビル五階東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古田　典子

第57期決算公告

平成30年3月23日　福島県福島市松浪町4番23号
株式会社同仁社
代表取締役　村上　徹

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,292,915	流動負債	1,288,402
固定資産	3,214,605	固定負債	1,181,626
有形固定資産	2,845,056	株主資本	3,032,251
無形固定資産	65,824	資本金	200,000
投資その他の資産	303,724	資本剰余金	17,844
		その他資本剰余金	17,844
		利益剰余金	2,818,018
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	2,768,018
		（うち当期純利益）	(238,212)
		評価・換算差額等	5,240
		その他有価証券評価差額金	5,240
資産合計	5,507,521	負債・純資産合計	5,507,521